

AZInsight

AZSA / KPMG NEWS LETTER エージーインサイト

Volume

17

2006
October

- ・平成18年9月中間期に適用される新会計基準等について
- ・金融商品取引法の成立について
- ・日本版LLCおよびLLPの概要と活用
- ・支配株主が変更した場合の繰越欠損金の利用制限について
- ・事業継続マネジメント (BCM) の実際
- ・海外トピック – グローバル

日本版LLCおよびLLPの概要と活用

あずさ監査法人 代表社員 中島 祐二

本年5月の会社法施行から、合同会社（LLC）の利用が可能になりました。有限責任事業組合（LLP）については、昨年8月から利用が可能となっています。

LLCおよびLLPは、実務界からの強い要望により創設された、従来わが国には存在しなかったメリットを有している事業体です。

本稿では、LLCおよびLLPの創設の背景やそれぞれの概要、あるいは会計処理などについて説明します。

I LLCおよびLLP制度の概要

1. LLC、LLP制度の創設の背景

わが国における合同会社（Limited Liability Company、以下、LLC）と有限責任事業組合（Limited Liability Partnership、以下、LLP）は、適用される法律（LLCは会社法、LLPは有限責任事業組合契約に関する法律。以下LLP法）は異なりますが、両方の制度創設の背景は同一のものであったといえます。

わが国だけでなく、各国においても、産業構造は重厚長大型産業から人的資産集約産業へと大きく変化していると言われてしています。この変化を背景として、優良企業は、人材確保のために長期雇用を掲げたり、また、人材重視経営や人的組織の再評価が行われたりしつつある状況といえます。

このような状況下において、熟練した技術力や、知識、ノウハウ等の人的資産を競争力の源として事業を展開していこうとする場合には、株式会社制度が必ずしも最善の選択肢となり得ないことも考えられます。人的資産を中心として事業を展開していこうとする場合は、人的資産を持った個性のある人たちの集合体となり、そこでは出資者が自ら経営に参加する「所有と経営の一致」した人的組織がより好ましい事業組織として評価されることとなります。また、人的組織においては、組織内の運営をなるべく自治に委ねることが、効果的、かつ迅速な意思決定を行うために必要な条件と考えられます。

このような性格を持った従来からの事業体としては、組合、合名会社あるいは合資会社の制度があります。これらは出資者が原則として事業運営にも参加する人的組織であり、運営の自治も大幅に認められています。しかしながら、組合、合名会社あるいは合資会社は、無限責任のある出資者が存在することを前提としての制度であり、出資者にとってはリスクが大きく、これらを利用することには躊躇するものがあり、限界があったといえます。

したがって、人的資産を有効に活用できる、有限責任と運営の自治を兼ね備えた新しい事業形態の創設が望まれることとなりました。

また、米国やイギリスなどでは、同様の性格を持ったLLC（Limited Liability Company）やLLP（Limited Liability Partnership）が多分野で活発に利用

され、経済成長の一要因になっているとも言われ、わが国にもこれらの事業体の創設のニーズが高まりました。

2. 構成員課税が適用される事業体へのニーズ

このような背景のもと、新しい事業形態の実現に向け、実務界からの要望を受けた経済産業省は平成14年度末に日本版LLC制度の創設に向けての研究会を発足させ、制度創設に向けての提言を行いました。その頃、会社法制の現代化のための検討が行われていたこともあり、新しい会社法制に取り込む形で日本版LLC（合同会社）創設の法制化の提案がなされました。

しかし、このLLC創設の論議の中で、財務省から「LLCは会社法に基づく会社であり、法人格を有することから法人課税を行う予定である」との見解が出されました。実務界からの有限責任の人的法人（LLC）創設の主たる狙いが、米国など同様に構成員課税（パス・スルー課税）の適用の容認にあったこともあり、その思惑ははずれることになったといえます。

このことから、実務界および経済産業省は、構成員課税を原則とする組合の一形態であるLLP（有限責任事業組合）制度創設へと方向転換を行いました。平成16年9月にLLPに関する研究会を立ち上げ、同12月に「LLP制度の創設の提案」を公表し、LLPの創設を促進しました。

LLPの制度はただちに法制化され、平成17年4月27日に「有限責任事業組合契約に関する法律（LLP法）」が国会で可決成立され、同年8月1日に施行されました。

LLPは組合の一形態であり、会社（法人格を有する）であるLLCとは法形態は異なりますが、実務界や経済産業省が目論んでいた、有限責任で運営自治が認められ、かつ構成員課税が適用される新しい事業形態として創設され利用されることとなりました。

一方、LLCは平成17年6月29日に成立した会社法における新しい会社形態として、平成18年5月よりその利用が可能となりました。

LLCは当分の間法人課税がなされると思われませんが、平成17年6月28日の参議院法務委員会の会社法に対する附帯決議のなかで「合同会社に対する課税については、会社の利用状況、運用実態等を踏まえ、必要があれば、対応措置を検討すること」の旨の決議がなされており、今後の、構成員課税適用への含みが持たされています。

3. LLCとLLPの特徴

LLCとLLPは会社（法人格を持つ）と組合（法人格を持たない）という法的形態は異なりますが、いずれも営利を目的とし、出資者全員の有限責任が担保され、かつ運営が自治に委ねられている事業体であり、多くの共通点があります。

また、会社法における株式会社制度は有限会社法制との一体化がなされたこともあり、非公開株式会社（株式譲渡制限会社）の規律は従来の株式会社のものに比べ大幅に経営の自由度や定款自治が認められました。この意味では譲渡制限株式会社も程度の差はあるものの、LLCやLLPと同様の性格を持つこととなったといえます。

図表1は、LLC、LLPおよび譲渡制限株式会社についての主な項目の比較です。

図表1 非公開株式会社、LLCおよびLLPの比較

事業体 性質	非公開の株式会社 (譲渡制限株式会社)	LLC (合同会社)	LLP (有限責任事業組合)
出資者の責任	有限	有限	有限
法人格	有	有	無
権利義務の帰属	会社	会社	組合員
内部自治	公開会社よりは認められているがLLC、LLPIほど徹底していない	徹底されている	徹底されている
社員または組合員数	1名で可	1名で可	2名以上
課税方法	法人課税	法人課税	構成員課税
組織再編	会社間で可能	会社間で可能	会社との間では不可
組織変更	持分会社との間で可	他の持分会社および株式会社との間で可	会社との間では不可
大会社規制 (会計監査人や監査役の 強制設置等)	有	無	無
決算公告義務	有	無	無

4. LLC、LLPの活用

(1) LLCの活用

LLCは、法人格を有し、出資者全員が有限責任であり、株式会社に比べ内部規律の柔軟性を備えており、これらの特性を生かしてさまざまな事業分野で活用されることが期待されています。

たとえば、先端技術の共同研究開発のジョイント・ベンチャーにLLCを利用すれば、運営を自由に行うことができ、多額の投資に伴うリスクを有限責任制により回避することができ、さらに、果実の配当を開発の貢献度に応じて行うことも可能となります。また、特殊な能力や独自のアイデアを持つ個人が集まり、専門的な技術やアイデアを活用して、自己実現を目指すプロフェッショナル型の起業にもLLCは適した会社形態といえます。

不動産投資信託や資産流動化における特定目的企業体など、効率的な資産運用のための媒体としてLLCが活用されることも考えられます。

(2) LLPの活用

LLPもLLCと同様に法人や個人が連携して共同事業を行う際に活用するのに適している事業体といえます。もちろん、単に個人が起業を考えている場合も、LLPのメリットを利用することができます。

LLPIはLLCと同様に有限責任と内部自治が認められていますが、LLCと異なり構成員課税が適用されるメリットがあり、このメリットを効果的に利用することができる場合に積極的に活用することが考えられます。

経済産業省から公表されている資料によれば、LLPが活用されることが考えられる具体例として以下のものが掲げられています。

大企業同士が連携して行う共同事業（共同研究開発、共同生産、共同物流、共同設備集約など）

中小企業同士の連携（共同研究開発、共同生産、共同販売など）

ベンチャー企業や中小・中堅企業と大企業の連携（ロボット、バイオテクノロジーの研究開発など）

会計トピック 3

異業種の企業同士の共同事業（燃料電池、人口衛星の研究開発など）
産学の連携（大学発ベンチャーなど）
専門人材が行う共同事業（ITや企業支援サービス分野：ソフトウェア開発、
デザイン、経営コンサルティングなど）
起業家が集まり共同して行う創業

また、農業やまちづくりといった分野においても、LLPによる新たな事業展開が検討されています。

(3) LLC、LLPあるいは株式会社の選択

起業家あるいはジョイント・ベンチャー事業等を行う場合の組織形態の選択（株式会社 or LLC or LLP）は、個々の状況に応じて、それぞれの特徴、メリット、デメリットなどを比較して検討することとなりますが、選択するにあたってのポイントとしては、一般的に以下のものが考えられます。

- 1 LLCは法人格があり、法人格のないことによるLLPのデメリットはカバーできるが、構成員課税は適用されない。会社法の譲渡制限株式会社も定款自治が相当認められており、この点からは、株式会社に比べLLCの独自性はさほどなく、また、一般的に株式会社の方がLLPより先認知度や信用度が高いと思われる。
- 2 LLPは構成員課税をとれるメリットが大きいですが、株式会社への移行が直接的にできないことや、M&Aが困難である。

したがって、さしあたって、株式公開やM&Aを念頭に置いていない場合は、構成員課税のメリットが大きいLLPを選択することが有利であるとも思えます。LLCは譲渡制限株式会社と比べ、それほど大きなメリットはあまりなく、あえて信頼性や認知度の低いLLCを選択する積極的な理由はそれほどないと思われるが、定款自治や設立手続等の簡易性を重視したい場合はLLCを選択することも意義があります。

II LLCの特徴と概要

1. LLCの特徴

LLCの主な特徴は以下のとおりです。

- 1 出資者（社員）全員の有限責任
- 2 会社運営における内部自治の徹底
- 3 原則として社員全員が業務の執行にあたるが、業務執行社員を決めることができる

1 出資者全員の有限責任

LLCの出資者（社員）全員が、株式会社と同様に会社債務についての責任は出資の額を限度とする有限責任社員です。

全員が有限責任であるため、債権者保護の観点から、出資の目的は価値が確実である金銭および金銭以外の財産に限られ、労務や信用の出資は

認められません。

2 内部自治の徹底

LLCでは、会社運営について、株式会社における株主総会、取締役(会)等に類する規定がないため、社員の合意により、内部のルールを定款により自由に定めることができます。

たとえば、LLCの社員は、原則として全員が業務を執行しますが、定款の定めにより、社員の一部を業務執行社員とすることができます。業務執行社員が2名以上のときは、業務の決定は業務執行社員の過半数によって決定しますが、これについても定款に別段の定めを置くことも可能です。

また、LLCの利益の配当の割合は、原則として各社員の出資額に応じて定めることとしていますが、定款に定めることにより、出資額でなく、事業の貢献度などの割合によることなど、柔軟な対応が可能です。

このように、LLCの運営に関する会社法の規定は、原則的な方法を明示していますが、これらの原則規定には「定款に別段の定めがある場合を除き」と記されており、原則以外の方法を定款に定めることにより、それぞれの事業の目的や実態に合わせた組織運営が可能となる内容になっています。

3 LLCの業務の執行

LLCは人的組織であり、社員は、定款に別段の定めがある場合を除き、LLCの業務を執行します。

また、定款の定めまたは社員全員の同意により、社員の一部をLLCの業務を執行する社員(以下、業務執行社員)として定めることができます。

このように、LLCは社員全員が業務の執行を行う共同事業性を原則としつつ、出資だけを行う社員の存在を認容しています。

法人である社員も業務執行社員となることができ、この場合は、その法人が自然人を職務執行者として選任し、他の社員に通知しなければなりません。

LLCでは、株式会社の取締役会や監査役のように、業務執行社員を監視する制度が存在しません。そのかわり、業務執行社員以外の社員は、LLCの業務および財産の状況を調査する権限が与えられています。ただし、この権限も定款の定めにより制限することができますが、定款によっても、事業年度の終了時または重要な事由がある時の上記の調査を制限することはできません。

2. LLCの計算

(1) LLCの計算規定の目的

会社法におけるLLCの計算規定の主な目的は、株式会社の場合と同様に、会社財産の状況の適切な開示と、会社財産の社員に対する払戻規制を通じての債権者保護にあるといえます。

さらにLLCでは持分を個々の社員ごとに計算する必要があるため、利益の配当、出資の払戻し、退社による持分の払戻しなどを行う場合に発生する、社員間における利害の調整に関する規定が設けられている点に、株式会社と異なった特徴があります。

会計トピック 3

(2) 資本金と資本剰余金

LLCでは株式会社と異なり、出資された財産の総額の2分の1以上を資本金に計上しなければならない規制はありません。また資本準備金という概念はなく、出資された全額を払戻財源である資本剰余金に計上することも可能です。

なお、資本金を減少させる場合には、株式会社と同様に、債権者保護手続が必要です。

(3) 利益の配当

LLCでは、原則として出資の価額に応じて、社員ごとに損益が分配（計算上の分配）されます。

この分配された各事業年度の損益等を通算した合計額がプラスである場合は、各社員は利益の配当として、会社財産の払戻しを請求することができます。LLCでは、株式会社の剰余金の配当と異なり、利益の配当の財源は利益剰余金だけです。資本剰余金の払戻しは次に述べる出資の払戻し手続によります。

(4) 出資の払戻し

LLCでは、社員は、出資として払込み（金銭）または給付（現物出資）した財産の払戻しを請求することができます。払い戻される財産の相手勘定は資本剰余金であり、資本剰余金で不足する分は資本金を減少させます。これは、資本金を減少させるには債権者保護手続が必要なため、資本剰余金を先に払戻しの財源としたものです。

(5) 持分の払戻し

LLCの社員が退社する場合、退社時の持分に相当する財産の払戻しを受けることができます。この持分とは出資した額と分配された損益に相当するものです。

退社に伴う持分の払戻しは、退社する社員の利益の確保のため、その払戻し価額についての制限はありませんが、払戻しにより債権者の利益が害されることがないように、持分払戻額がLLCの剰余金を超える場合には債権者保護手続が必要とされています。

(6) LLCの計算書類

LLCの計算書類は株式会社と同様に以下のようになっています。

貸借対照表

損益計算書

社員資本等変動計算書

個別注記表

それぞれの計算書類の内容は株式会社と同様に作成しますが、株主会社と異なる主な点は、貸借対照表の純資産の部の表示と、個別注記表における表示項目が大幅に簡略化されていることです。LLCの貸借対照表の純資産の部の表示は次のようになります。

<純資産の部>	
I 社員資本	(X X X)
1. 資本金	X X X
2. 資本剰余金	X X X
3. 利益剰余金	X X X
II 評価・換算差額等	(X X X)
1. その他有価証券評価差額金	X X X
2. 繰延ヘッジ損益	X X X

III LLPの概要

1. LLPの特徴

LLPは「有限責任事業組合契約に関する法律」(以下、LLP法)にもとづく、民法上の組合の特例として創設された、営利を目的とし、個人または法人が共同して行う事業体です。

LLPの特徴は以下のとおりです。

- 1 構成員(組合員)全員の有限責任
- 2 組合運営における内部自治の徹底
- 3 構成員課税の適用

LLPは上記の特徴を生かし、大企業同士や大企業と中小企業、あるいは中小企業同士のジョイント・ベンチャーや専門能力を持つ人材(個人)間の共同事業を振興するために創設された事業体といえます。

(1) 構成員全員の有限責任と共同事業性

従来、わが国においては、内部自治と構成員課税が認められ、かつ構成員全員の有限責任が認められる事業体は存在しませんでした。LLPは内部自治と構成員課税が認められている民法上の任意組合を基礎としつつ、さらに組合員全員の有限責任が認められる事業体であることに大きな意義があるといえます。

LLPでは、有限責任制と構成員課税が同時に認められる条件として、いわゆる「共同事業性」の維持が求められています。

共同事業性とは、LLPに出資した組合員全員が必ず業務執行に携わることであり、また重要な意思決定に参加することをいいます。LLPに出資のみを行い事業に参加せず、LLP事業から生じる税務上の損失を取り込むことだけを目的とした、いわゆる租税回避行為を抑止するために、LLPは共同事業性を維持することが要求されています。

なお、LLPは個人または法人が営利目的の共同事業を営むための組織であり、法人格を有しない民法組合等は組合員になれません。また、非居住者・外国法人は、LLPの組合員になることができますが、組合員全員が非居住者等であってはならず、最低1名(1社)の組合員は、居住者または内国法人でなければなりません。

LLPへの出資は金銭のほか、現物出資もできますが、労務出資は債権者保護の観点から認められません。なお、特許など貸借対照表に計上可能な知的財産権は出資の対象とすることができます。

会計トピック 3

(2) 内部自治の徹底

LLPは、LLCと同様に、事業体運営についての自治の原則が貫かれており、内部組織の設計や運営を柔軟に行うことが可能で、損益分配についても出資比率と異なる定めをすることが可能です。

LLPでは社員総会や取締役会などの機関を置く必要はありません。LLPの業務執行に関する意思決定は、原則として総組合員の全員一致で行うこととなります。LLP契約において、意思決定の方法を全員一致以外の方法で定めることも可能ですが、重要な財産の処分および譲受け、あるいは多額の借財については、全員一致または組合員の3分の2以上の同意が必要です。

LLPの組合員は、全員が業務を執行する権利を有し、義務を負っています。すなわち組合員は何らかの形で業務執行を行うことが必要で、営業担当、経理担当など、業務を分担することは可能ですが、業務執行の全部を他の組合員に委任することはできません。

(3) 構成員課税の適用

LLPは構成員課税が適用されます。構成員課税（パス・スルー課税）とは事業体で計上された損益が、事業体の段階では一切課税されず、すべて出資者（構成員）に分配され、出資者の段階で課税される制度で、利益の分配だけでなく、損失の分配も同様に取り扱われます。

構成員課税が適用されると、いわゆる二重課税（事業体における法人課税と出資者の受取配当に対する課税）が排除されるメリットがあり、またLLPで発生した損失を組合員固有の所得と相殺できるメリットもあります。

上記のように、LLPで生じた損失を組合員の所得から控除できる特性を利用し、この損失の取込みだけを利用した租税回避行為が行われる可能性があることなどから、平成17年度税制改正において、LLPで発生した損失の組合員への取込みを、各組合員の出資額（調整出資金額）を限度とする措置が行われています。

構成員課税が適用されると、LLPの事業の損益に係る税務申告は、各組合員が、それぞれの事業年度ごとに行うこととなりますが、LLPの会計帳簿を作成した組合員は、LLPの計算期間の終了する日が属する年の翌年1月末までに、組合員ごとの所得に関する計算書を税務署に提出する義務があります。これは各組合員のLLP事業に関する申告が適切に行われ、課税洩れが発生しないための手当てと思われる。

2. LLPの計算

(1) LLPの計算規定の目的

LLPは組合員全員の責任が出資額に限定されているため、債権者保護のため適切な財務諸表を作成し、これを債権者の閲覧に供することが義務付けられています。

一方において、LLPは組合という性格上、組合員に対し適時に持分に対する情報の提供を行うことが必要であり、新たに組合員が加入した時点や事業年度の終了あるいは損益分配割合の変更があった場合等には会計帳簿を作成し、その写しを各組合員に交付することが義務付けられています。

なお、ここでいう会計帳簿とは、いわゆる仕訳帳や各勘定元帳や試算表など日常作成される帳簿類だけでなく、それらを元に作成される出資や資産および損益などの組合員別の内訳を記載した集計表なども含まれます。

(2) LLPの会計の原則

会計帳簿に記載すべき財産に付すべき価額は、会社法の会社計算規則に定めるところによります。

したがって、LLPの会計は組合という性格からくる特殊な会計処理以外は株式会社と同様に一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うこととなります。なお、LLP独自の具体的な会計処理や財務諸表の作成方法の大部分は有限責任事業組合契約に関する法律施行規則（以下、LLP規則）に定められています。

(3) LLPの財務諸表

LLPは事業年度終了後2ヶ月以内に、貸借対照表および損益計算書ならびにこれらの附属明細書を作成しなければなりません。

貸借対照表および損益計算書の様式は、ほぼ株式会社のものと同じですが、貸借対照表の純資産の部は以下のように表示されます。

<純資産の部>		
I	出資金	X X X
II	累計利益金 (または累計損失金)	X X X
III	累計分配金	X X X
IV	評価差額金	
	1. その他有価証券評価差額金	X X X
	2. 繰延ヘッジ損益	X X X

3. LLPの組合員の会計処理

(1) 会計処理の基準

LLPへの出資の会計処理方法については、確定している指針等はありませんが、企業会計基準委員会から、実務対応報告公開草案第19号「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資の会計処理に関する実務上の取扱い」が公表されています。

上記公開草案によれば、LLPへの出資の具体的な会計処理は、民法上の任意組合や匿名組合あるいはパートナーシップなどの事業体への出資と同様に、企業会計審議会から公表されている「金融商品会計基準」や「連結財務諸表原則」にもとづいて行うこととしています（上記公開草案の目的の項参照）。具体的な処理方法は以下のとおりです。

(2) 個別財務諸表上の取扱い

LLPへの出資は、民法の組合等への出資と同様に、LLPの財産の持分相当額を出資金（証券取引法2条2項にもとづき有価証券とみなされるものについては有価証券）として計上し、LLPの営業により獲得した損益の持分相当額を有限責任の範囲内で、当期の損益として計上します（いわゆる純額方式による）。

会計トピック 3

ただし、他の組合等への出資と同様に、その内容の実態および経営者の意図を考慮し、組合財産のうち持分割合に相当する部分を出資者の資産および負債等として貸借対照表に計上し、損益計算書についても同様に処理することが認められます（総額方式）。また、状況によっては、貸借対照表について持分相当額を純額で、損益計算書については、損益項目の持分相当額を計上する方法も認められます（中間方式）。

(3) 連結財務諸表上の取扱い

1 子会社または関連会社の判定

LLPも民法上の組合等と同様に、連結財務諸表上の取扱上、子会社および関連会社の範囲に含まれる事業体に該当します。また、出資等に対応する数値が個別財務諸表に反映されている場合でも、子会社または関連会社に該当するかどうかは、支配力基準または影響力基準によって判定します。

2 連結財務諸表上の会計処理

LLPが子会社または関連会社となった場合の連結財務諸表における取扱いは以下のとおりです（金融商品会計に関するQ&A Q71）。

A 連結する場合

LLPの資産および負債を連結し、親会社に帰属しない部分を少数株主持分に計上します。実務的には個別財務諸表上に計上されているLLPに対する処理を一度戻し入れ、LLPの全体を改めて連結することになります。

B 持分法を適用する場合

個別財務諸表におけるLLPに対する会計処理をそのまま連結財務諸表に取り込みます。ただし、連結財務諸表作成会社以外の出資者が負担しない損失がある場合は、その損失を追加計上することになります。

IV むすび

LLCやLLPの制度は米国やイギリスなどで活発に利用されていることを背景として、実務界から強く創設の要望があった事業体です。

日本版LLCやLLPの制度は、わが国の法制度の特色などにより、海外のものとは異なっている点もありますが、新しい制度を研究し、実務に活用していくメリットは大きいものがあると考えられます。

したがって、ジョイント・ベンチャーや新しい事業の展開を考える場合、あるいは子会社を新たに設立する場合等において、従来の事業体の選択肢だけでなく、LLCやLLPのメリットを検討し、これらを含めた最良の事業体を選択することが新たな事業の展開を成功させるための大きなポイントになっているといえます。

〒162-8551

東京都新宿区津久戸町1番2号

あずさセンタービル

TEL : 03-3266-7500(代表)

FAX : 03-3266-7600

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で下す適切なアドバイスに従ってください。

© 2006 KPMG AZSA & Co.,
an audit corporation incorporated under the
Japanese Certified Public Accountants Law and
a member firm of the KPMG network of
independent member firms affiliated with
KPMG International, a Swiss cooperative.
All rights reserved. Printed in Japan.